

有機溶剤中毒予防規則

有機則における設備の設置等

物質		第1種有機溶剤	第2種有機溶剤	第3種有機溶剤			
		1・2-ジクロルエチレン、二硫化炭素（2種） クロロホルム、四塩化炭素、1・2-ジクロルエタン、1・1・2-テトラクロルエタン、トリクロルエチレンは旧第1種有機溶剤で特別有機溶剤等のうちクロロホルム等	アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、オルト-ジクロルベンゼン、キシレン、クレゾール、クロルベンゼン、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ブチル、酢酸プロピル、酢酸ペンチル、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、N・N-ジメチルホルムアミド、テトラヒドロフラン、1・1・1-トリクロルエタン、トルエン、ノルマルヘキササン、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルブチルケトン（35種） 1・4-ジオキサン、ジクロルメタン、ステレン、テトラクロルエチレン、メチルイソブチルケトンは旧第2種有機溶剤で特別有機溶剤等のうちクロロホルム等	ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、テレピン油、ミネラルスピリット（7種）			
規制内容等	設	屋内作業場等のうちタンク等の内部	密閉装置 ○ 局所排気装置 ○ フッシュブル型換気装置 ○ 全体換気装置 ×	のいずれか ○ のいずれか ○ のいずれか ○ ×	のいずれか ○ のいずれか ○ のいずれか ○ ×		
		備	タンク等の内部	吹付け作業	密閉装置 ○ 局所排気装置 ○ フッシュブル型換気装置 ○ 全体換気装置 ×	のいずれか ○ のいずれか ○ のいずれか ○ ×	のいずれか ○ のいずれか ○ のいずれか ○ ×
				吹付け以外	密閉装置 ○ 局所排気装置 ○ フッシュブル型換気装置 ○ 全体換気装置 ×	のいずれか ○ のいずれか ○ のいずれか ○ ×	のいずれか ○ のいずれか ○ のいずれか ○ ○
		管	作業主任者の選任	○	○	○	
	定期自主検査及びその記録		○	○	○		
	点検		○	○	○		
	補修		○	○	○		
	掲示		○	○	○		
	理	区分表示	○赤	○黄	○青		
		測定、評価及びその記録	○第1種全部	○第2種全部			
	測	健康診断	○	○	○（タンク等の内部に限る）		
		貯蔵	○	○	○		
空容器の処理		○	○	○			
計画の届出		○	○	○			